

第4次函館市地域福祉計画策定の趣旨等について

地域福祉計画における記載項目比較

第3次計画	第4次計画(案)
I 計画策定の趣旨等	I 計画策定の趣旨等
1 計画策定の背景と趣旨	1 計画策定の背景と趣旨
	2 社会福祉法の改正について
2 地域福祉とは何か	3 地域福祉とは何か
3 計画の位置付け	4 計画の位置付け
4 計画の期間	5 計画の期間
II 地域福祉計画と他施策との関係	II 地域福祉計画と他施策との関係
1 福祉のまちづくり条例との関係	1 福祉のまちづくり条例との関係
2 既存計画との関係	2 既存計画等との関係
III 地域福祉を取り巻く現状	III 地域福祉を取り巻く現状
1 函館市の現状	1 函館市の現状
	(虐待相談, 生活困窮, 自殺者, 認知症等)
2 地域福祉に関する意識調査の概要	2 地域福祉に関する意識調査の概要
	(調査結果の分析)
IV 地域福祉計画の考え方	IV 地域福祉計画の基本理念および基本目標等
1 地域福祉の基本理念	1 地域福祉計画の基本理念
2 計画の基本的方策	2 地域福祉計画の基本目標
計画の体系図	計画の体系図
V 計画の基本的方策と具体的な事例	V 計画の基本的施策
	・基本目標1 人と人がつながる地域づくり
1 地域での支援体制の構築	基本施策1 地域住民等が集う拠点の整備
2 住民参加・人材育成の促進	基本施策2 地域資源の活用
3 活動団体の連携体制の整備	基本施策3 支援関係機関の連携
4 情報の共有化の促進	・基本目標2 安心して暮らせる地域づくり
5 地域資源の活用	基本施策4 制度の狭間の課題への対応
6 共に支え合う意識づくり	基本施策5 権利擁護に対する支援
VI 地域福祉計画を推進するための施策	基本施策6 適切なサービスの提供
1 適切な圏域の設定	基本施策7 生活困窮世帯への支援
2 地域福祉コーディネーターの配置	基本施策8 自殺防止のための対策
3 モデル地区での実践	・基本目標3 誰もが参加できる地域づくり
4 地域福祉活動の核となる人材の育成	基本施策9 地域福祉に対する意識の醸成
VII 計画の推進	基本施策10 新たな人材の養成
	基本施策11 積極的な情報発信
地域での支援体制(イメージ図)	・地域での支援体制(イメージ図)

第3次函館市地域福祉計画

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢化や核家族化の進行，地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化，さらには，生活の質や豊かさを重視する志向の高まりなど，地域社会を取り巻く環境が大きく変化してきています。

また，引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立，虐待，暴力などの社会問題が増加してきているなかで，これまでの公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題，例えば，公的な制度の対象としてはふさわしくないニーズや制度の谷間にある人への支援，あるいは個々の制度だけでは不十分となるケースへの対応などの課題が生じてきています。

このため，行政に加えて，住民や地域が主体的に活動し，三者が問題意識を共有しながら連携することによって，誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」を構築することが求められています。

第4次函館市地域福祉計画（案）

I 計画策定の趣旨等

1 計画策定の背景と趣旨

少子高齢・人口減少社会という大きな課題に直面するなか，地域で相互に支え合う意識や連帯感の希薄化が進み，またインターネット等の普及により生活環境が大きく変化し，価値観の多様化によって世代間に意識の違いが広がるなど，地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきています。

さらに，引きこもりや支援拒否などによる社会からの孤立，虐待，暴力などの社会問題や，近年問題が表面化してきた，ダブルケア（育児と介護が同時進行している状態など），8050（80代の親と引きこもる50代の子どもの経済的，精神的な問題）のような複合化・複雑化した課題を抱えている世帯が顕在化するなど，各分野ごとの相談体制では対応が困難な，様々な地域生活課題（※1）が生じています。

こうした課題の解決に向けては，地域住民一人ひとりが自らの課題として捉えながら様々な地域資源を活用し，「支え手」「受け手」という関係を超越して主体的に活動することがこれまで以上に求められています。

本市においても，行政・地域住民等（※2）が問題意識を共有しながら連携を図ることで，誰もが住み慣れた地域で安全・安心に暮らすことができる「共に支え合う社会」の構築をさらに進めていくため，今回，第4次函館市地域福祉計画を策定しました。

※1 地域生活課題とは

福祉サービスを必要とする地域住民およびその世帯が抱える福祉，介護，介護予防（要介護状態もしくは要支援状態になることの予防または要介護状態もしくは要支援状態の軽減もしくは悪化の防止をいう。），保健医療，住まい，就労および教育に関する課題，福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み，あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるうえでの各般の課題。

※2 地域住民等とは

社会福祉法第4条では，地域福祉を推進する主体として「地域住民，

社会福祉を目的とする事業を営む者および社会福祉に関する活動を行う者」が定義されています。

【地域住民等の具体的な例】

- ・地域住民
- ・当事者団体
- ・町会・自治会・地縁型組織等
- ・一般企業，商店街等
- ・民生委員・児童委員，在宅福祉委員等
- ・ボランティア，ボランティア団体
- ・特定非営利活動法人（NPO），住民参加型在宅サービス団体等
- ・農業協同組合，消費生活協同組合等
- ・社会福祉法人，社会福祉協議会等
- ・保健・医療・福祉の専門職等
- ・福祉関連民間事業者（シルバーサービス事業者等）
- ・その他諸団体

2 社会福祉法の改正について

改正された社会福祉法（平成30年4月1日施行）では，第4条第2項で，地域住民等は，地域に暮らす人々が抱えている様々な地域生活課題を本人のみならず世帯全体に着目して把握するとともに，支援関係機関と連携し解決を図るよう特に留意する旨規定されました。

また，市町村については，第6条第2項でこれらの課題の解決を図ることを促進する施策，その他地域福祉の推進のための必要な各般の措置を講ずるよう努めることとされています。

具体的な市町村の責務として，第106条の3第1項で

- ①地域住民等が主体的に地域生活課題の解決を試みることができる環境整備
- ②地域生活課題を包括的に受け止める体制の整備
- ③多機関の協働による包括的な相談支援体制の構築

を通じて，包括的な支援体制を整備する旨の努力義務が規定され，地域の力と公的な支援体制とがあいまって，地域生活課題の解決に向け体制整備を行っていくこととされたところです。

2 地域福祉とは何か

地域福祉とは、地域住民や社会福祉法人、ボランティア、事業者などが相互に協力して、福祉サービスを必要とする人も必要としない人も、同じ地域社会の一員として日常生活を営み、自分の意思で様々な社会活動に参加できるような社会を創り上げていくことです。

地域福祉を進めていくためには、すべての市民が福祉に対する理解を深め、地域での各種活動に積極的に参加するとともに、地域で活動する団体、事業者などと様々な情報を共有するなどにより、住民・地域・行政が相互に連携・協力していくことが大切です。

3 計画の位置付け

公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題を解決するためには、地域福祉という考え方を共有し、地域における支え合いの仕組みとして取り組んでいく必要があります。

地域におけるこれらの課題は、誰にも起こり得るものであり、住民の間でそれを共有し、解決に向かうような仕組みをつくっていくことは、地域の人々が安全・安心に暮らせることにつながっていくものと考えます。

本市においては、そのような仕組みづくりをめざし、平成16年度に地域福祉計画を策定し、地域福祉の理念の普及に努めるとともに、地域福祉についてより具体的に取り組むため、平成20年度には第2次函館市地域福祉計画を策定しました。

第2次計画では、地域福祉コーディネーターの配置やモデル地区の指定により、様々な取組みを実践してきましたが、地域福祉のさらなる展開を図るため、第3次函館市地域福祉計画を策定しました。

4 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成30年度までの5か年とします。

3 地域福祉とは何か

今回調査した「地域福祉に関する意識調査」の結果では、住民の多くが自分たちが暮らしている地域には、様々な地域生活課題があると回答しています。

これらの課題を少しでも解決し、安心・安全に暮らすためには、まず私たち自身が地域社会の中で、大なり小なりお互いに支えあい、繋がりを持って生活していることを認識する必要があります。

地域福祉とは、地域に暮らす人たちが自らの意思で結びつきを強め、社会的孤立や排除をなくし、誰もが平等で、お互いの個性や特性を認め合いながら、様々な地域生活課題の解決に向けた取組みを継続して行うことです。

4 計画の位置付け

本計画は社会福祉法第107条に規定されている、「市町村地域福祉計画」に位置付けされるものです。

地域福祉の理念の普及に努めるため、平成16年度に函館市地域福祉計画を策定し、より具体的に取り組むため、平成20年度には第2次、平成25年度には第3次の函館市地域福祉計画を策定し、地域福祉コーディネーターの配置やモデル地区の指定により様々な取組みを実践したほか、各地域で地域住民等との福祉懇談会を開催し意見交換しながら地域福祉の理念の普及に努めてきましたが、今回、地域福祉のさらなる推進を図るため、第4次函館市地域福祉計画を策定するものです。

また、今回の地域福祉計画は、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」第23条に基づく、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」（成年後見制度利用促進基本計画）も包含したものとなっています。

5 計画の期間

地域福祉の理念については、今後も変わることなく将来へ繋げていくべきものですが、地域全体に浸透させるには多くの時間が必要です。

そのため、今回の計画については、2019年度から2028年度までの10か年とし、社会情勢の変化や前期の事業の進捗状況を踏まえ、中間年に見直すこととします。

II 地域福祉計画と他施策との関係

1 福祉のまちづくり条例との関係

福祉のまちづくり条例では、その目的を「すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいかななくてはならない」とし、市、事業者および市民は、この目的に向かって、連携・協力しながら取り組むこととしています。

したがって、福祉のまちづくり条例の目的を達成するためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支えあい、連携し合うことのできるシステムづくりが不可欠ですが、この取り組みこそ、地域福祉の推進そのものであることから、地域福祉計画と福祉のまちづくり条例がめざす姿は同じものです。

2 既存計画との関係

本市においては、これまでも、福祉のまちづくり条例の目的を具現化するために、個別計画として高齢者や障がい者、子育て支援、健康づくりに関する計画をそれぞれ策定し、目標量の設定やサービス提供体制の整備等図るとともに、ボランティア活動などへ積極的な参加を促進してきました。地域福祉計画は、こうした住民参加の取組みに加え、公的な福祉サービスだけでは十分に対応することができない課題に住民・地域・行政が地域福祉の理念を共有しながら協働して取り組み、共に支え合う社会をつくるために、地域福祉に係る支援体制や意識づくりなどに関する方策をまとめたものです。

II 地域福祉計画と他施策との関係

1 福祉のまちづくり条例との関係

福祉のまちづくり条例では、その目的を「すべての市民が安心して日常生活を営み、自らの意思で自由に行動し、真に豊かで、ゆとりと生きがいのある地域社会を築き上げていくため、あらゆる分野において障壁のないまちづくりに取り組んでいかななくてはならない」とし、市、事業者および市民は、この目的に向かって、連携・協力しながら取り組むこととしています。

したがって、福祉のまちづくり条例の目的を達成するためには、個人の特性や多様性を認め合い、住民が相互に支えあい、連携し合うことのできる仕組みづくりが不可欠ですが、この取り組みこそ、地域福祉の推進そのものであることから、地域福祉計画と福祉のまちづくり条例がめざす姿は同じものです。

2 既存計画等との関係

本市の計画では、上位計画として函館市総合計画がありますが、その他に個別計画として高齢者や障がい者福祉、子ども・子育て支援、健康づくりに関する計画、さらに自殺防止対策に関する計画を策定し、目標量の設定やサービス提供体制の整備等を図るとともに地域の支えあいを推進してきました。

地域福祉計画は、これらの個別計画を内包する上位計画として位置付けられますが、数量的な目標等については個別計画で進捗管理することとし、個別計画では網羅できない課題への対応や包括的に取り組むべき方策についてまとめたものです。

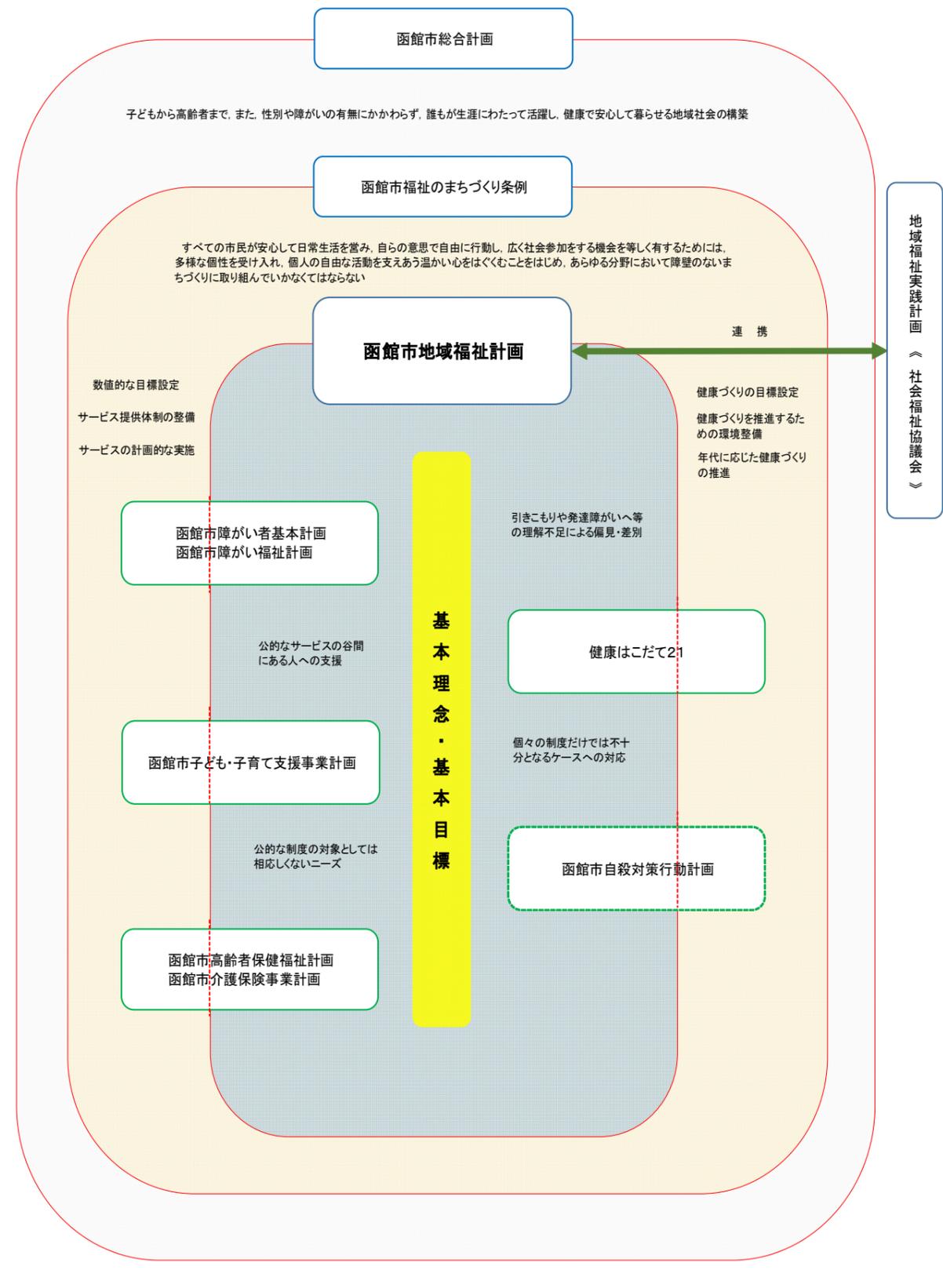
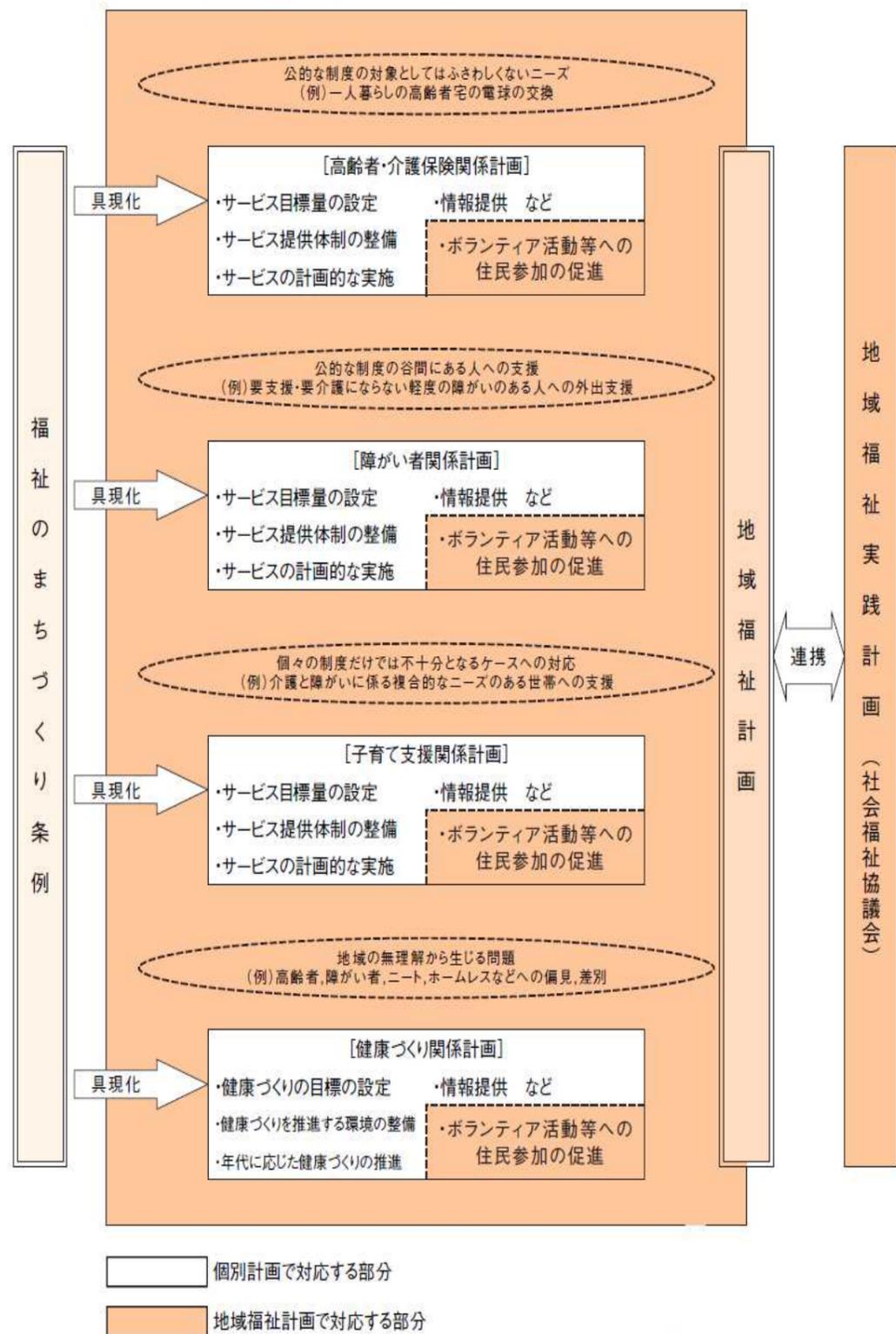
また、地域福祉計画の推進にあたっては、函館市社会福祉協議会が策定する地域福祉実践計画との連携が不可欠となります。

地域福祉実践計画は、函館市社会福祉協議会が地域住民やボランティア団体等との連携・協働により、地域福祉の担い手として主体的に行動する活動計画となっており、地域福祉計画の理念や仕組みの実現を支援する施策を盛り込むなど、地域福祉計画と連携を図り策定されます。

○地域福祉計画と既存計画等の計画期間

項 目		2013	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028		
総合計画	基本構想					■													
	実施計画					■					— 中間年に見直し —								
地域福祉計画								■											
地域福祉実践計画								■											
高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画							■												
障がい者基本計画					■														
障がい者福祉計画						■													
子ども・子育て支援計画				■															
健康はこだて21		■																	
自殺対策行動計画								■											

<地域福祉計画と他の保健福祉施策との関係（イメージ図）>



が重要であり、また、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービス提供のあり方に常に目を向け、利用者の立場に立って検証する必要があります。

このような活動の積み重ねが、それぞれの地域における個性ある福祉、すなわち福祉文化を創造していくことにつながります。

2 計画の基本的方策

この計画は、地域福祉の基本理念を踏まえ、さらには、地域福祉懇談会や意識調査等で把握した市の実情を勘案しながら、本市として地域福祉を進めるために必要な取組みを6項目にまとめ、これらを課題解決に向けた基本的方策として位置付け、住民・地域・行政の取組み目標を掲げるとともに、それぞれが連携・協力しながら地域福祉を推進します。

- (1) 地域での支援体制の構築
- (2) 住民参加・人材育成の促進
- (3) 活動団体の連携体制の整備
- (4) 情報の共有化の促進
- (5) 地域資源の活用
- (6) 共に支え合う意識づくり

2 地域福祉計画の基本目標

第4次の計画では、この基本理念実現のため、地域福祉懇談会や意識調査の結果から把握した市の実情を勘案し、3つの基本目標を定め、それぞれの目標を達成するための方策を推進することとします。

○基本目標1 「人と人がつながる地域づくり」

地域生活課題の解決には、それらの課題の早期発見が大切になりますが、そのためには地域社会で暮らす私たちそれぞれが、地域および地域で暮らす人たちのことを良く知らなければなりません。

○基本目標2 「安心して暮らせる地域づくり」

住民が地域社会で安心・安全に暮らすためには、地域にある様々な課題を私たち自らの課題として認識し、地域であるいは地域から支援関係機関につなぎ解決に向け取り組むための仕組みづくりが重要です。

○基本目標3 「誰もが参加できる地域づくり」

現在の地域社会では、様々な地域活動が行われていますが、それらの活動が今後も効果的に行われるためには、子どもから高齢者まで様々な世代が参加・協力できるような仕組みづくりが必要です。

また、このような地域活動を持続させるためには、地域活動における中心的な役割を担える新たな人材を発掘・育成することも重要です。

地域福祉の基本理念 (14ページ)

国の策定指針において、地域福祉の理念として掲げられているもの

1 住民参加

障がいの有無、年齢、性別などを超えて、すべての市民に地域社会の一員としてあらゆる分野の活動に参加できる機会が平等に保障されることが必要

2 共に生きる社会づくり

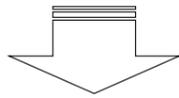
人間の持つ多様性を互いに認め合い、地域社会への参加を促しながら、地域で共に生きる住民相互が連携し心のつながりを育むことが必要

3 男女共同参画

男性も女性も共に、日々の暮らしのなかで地域の課題に目を向け、社会の対等な構成員として、それらの課題解決に向けた意思決定や諸活動に参画していくことが必要

4 福祉文化の創造

地域住民が、自らの生活基盤である地域社会の課題を自らの問題として認識し、福祉サービスの提供に主体的に関わることが重要であり、福祉サービスを提供する事業者も自らのサービスを利用者の立場に立って検証することが必要



計画の基本的方策 (18ページ～29ページ)

基本理念を踏まえ、市として取り組むもの

① 地域での支援体制の構築

【推進の方向性】

- 日常的な近所付き合いの再構築
- 信頼できる人間関係の構築
- 情報の共有化による多方面からの支援体制の構築
- 若い世代や働き盛りの世代が参加しやすい地域活動の設定
- 定年退職後の地域活動への参加の促進
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- お年寄り等の孤立化の防止

② 住民参加・人材育成の促進

【推進の方向性】

- 地域における活動の核となる人材の育成や掘り起こし
- 知識や技術、経験を生かしながら活動に参加できる仕組みの構築
- ボランティアなど地域活動の体験や研修等の機会の提供
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 公的な福祉サービスを補完する多様な地域活動の推進
- 住民参加の機会の拡大

③ 活動団体の連携体制の整備

【推進の方向性】

- 活動団体同士の交流、意見交換の機会の設定
- 活動団体が個々に持つ情報の共有や専門的なノウハウを活用した連携
- 企業を含むさまざまな団体が連携・協働して活動する機会の創出
- 住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築

④ 情報の共有化の促進

【推進の方向性】

- 活動団体同士の交流、意見交換の機会の設定
- プライバシーや個人情報取扱いに関する正しい知識の普及・啓発

⑤ 地域資源の活用

【推進の方向性】

- 地域におけるマンパワーの掘り起こし
- コミュニティ(地域社会)の構築や福祉課題の解決策、意識づくりの啓発にデザイン要素の活用
- 福祉施設が持つ情報や施設職員が持つ専門的知識の活用
- 地域包括支援センターの機能の拡充
- 社会資源としての企業との連携

⑥ 共に支え合う意識づくり

【推進の方向性】

- 地域住民が主体となって活動するという意識づくり
- 地域活動に係る相談体制の充実
- 心のバリアフリーの推進
- 地域活動に関する研修等への参加の促進
- 地域住民や活動団体との定期的な意見交換の機会の確保

基本理念

基本目標1: 人と人がつながる地域づくり

基本施策1: 地域住民等が集う拠点の整備

基本施策2: 地域資源の活用

基本施策3: 支援関係機関の連携

基本目標2: 安心して暮らせる地域づくり

基本施策4: 制度の狭間の課題への対応

基本施策5: 権利擁護に対する支援

基本施策6: 適切なサービスの提供

基本施策7: 生活困窮世帯への支援

基本施策8: 自殺防止のための対策

基本目標3: 誰もが参加できる地域づくり

基本施策9: 地域福祉に対する意識の醸成

基本施策10: 新たな人材の養成

基本施策11: 積極的な情報発信